

令和5年度

第5回三次市地域公共交通会議資料

【協議事項】 三次市民バス車両の追加(移動円滑化基準適用除外認定申請)について 1

協議事項 三次市民バス車両の追加（移動円滑化基準適用除外認定申請）について

三次市民バスを運行する(有)君田交通から、運行車両の追加に係る移動円滑化基準認定除外申請についての協議依頼がありました。

については、次の理由等から移動円滑化基準適用除外認定申請に係ることについて書面協議をお願いします。修正意見がない場合は、承諾されたものとします。

1. 車名、型式及び車台番号

No.	車名	型式	車台番号
①	トヨタ	3BF-TRH228B	TRH228-0012694
②	三菱	TPG-BG640G	BG640G-210357

2. 使用の本拠の位置

三次市君田町東入君682-1

3. 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

No.	条項及び内容
①	第37条第2項第2号 スロープ / 第39条 車椅子スペース 第40条 通路 / 第41条 運行情報提供設備
②	第37条第2項第1号 乗降口の有効幅 / 第37条第2項第2号 スロープ 第39条 車椅子スペース / 第40条第1項 通路の有効幅

4. 認定を必要とする理由

No.	理由
①	運行する路線の経路上には、幅員が狭隘な箇所や勾配が急な箇所があり、冬期は積雪が多いため四駆車両でなければ運行は困難であり、3ヵ月点検、車検、故障修理の際の予備車として、移動円滑化基準適用除外認定の申請をするもの。 車椅子利用者等については、福祉タクシー事業者を手配するなど、障害をお持ちの方の移動が円滑に行われるよう対応する。なお、三次市では、「三次市福祉タクシー等事業実施要綱」を定めて対応している。
②	運行する路線の経路上には、幅員が狭隘な箇所があり、車幅が2.1m以下であって乗車定員23人を超える車両を使用するため、移動円滑化基準への適合が困難であり、移動円滑化基準適用除外認定の申請をするもの。 車椅子利用者等については、福祉タクシー事業者を手配するなど、障害をお持ちの方の移動が円滑に行われるよう対応する。なお、三次市では、「三次市福祉タクシー等事業実施要綱」を定めて対応している。

5. 車両使用路線

三次市民バス君田町線，布野町線，作木町線

6. その他

移動円滑化基準適用除外認定申請に係る資料及び路線図は別紙のとおり

【移動等円滑化基準】

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第8条第1項の規定に基づき，移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定めたもの

【根拠法令】

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令

【乗合バス車両の構造及び設備に関する基準】

- ①乗降口(識別，幅，スロープ板) / ②床面(高さ，滑りにくさ)
- ③車椅子スペース(手すり，固定具など) / ④通路(幅，手すり)
- ⑤運行情報提供設備等(車両内外の案内表示，放送設備など) / ⑥意思疎通を図るための設備